

壬生町木造住宅耐震診断等事業補助金交付要綱

〔平成 21 年 3 月 30 日〕
告示第 39 号

改正 平成 21 年 6 月 11 日

改正 平成 22 年 9 月 28 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、耐震診断等を促進することにより、災害に対する町民の防災意識の向上を図るとともに、災害に強い安全なまちづくりに資するため、木造住宅の耐震診断等に要する経費の一部を補助するものとし、その交付に関しては、壬生町補助金等交付規則（昭和 50 年壬生町規則第 5 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成 18 年国土交通省告示第 184 号）別添第 1 の建築物の耐震診断の指針に基づいて行う耐震診断又は同ただし書きの規定に基づき、国土交通大臣が指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認める方法によって行う耐震診断をいう。
- (2) 補強計画 前号の耐震診断結果に基づき策定する補強提案をいう。
- (3) 耐震診断機関 栃木県住宅耐震推進協議会をいう。
- (4) 耐震診断士 社団法人栃木県建築士事務所協会が主催する「木造住宅の耐震診断と補強方法講習会」又はこれと同等と町長が認めるものを受講し、受講修了書の交付を受けた建築士をいう。
- (5) 補助金 壬生町木造住宅耐震診断等事業補助金をいう。

(補助対象住宅)

第 3 条 補助の対象となる住宅(以下「補助対象住宅」という。)は、町内にある住宅で、次の各号すべてに該当するものとする。

- (1) 木造 2 階建て以下の一戸建て住宅(延べ床面積の 2 分の 1 以上を住宅の用途に供している併用住宅を含む。)
- (2) 在来軸組工法により建築された住宅
- (3) 賃貸を目的としない住宅
- (4) 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された住宅

(補助対象者)

第 4 条 補助の対象となる者は、次の各号すべてに該当するものとする。

- (1) 補助対象住宅を所有する者であって、当該住宅に居住する者
- (2) 補助金を初めて受ける者（ただし、耐震診断を実施した後に補強計画を策定する場合は除く。）

(3) 国税・県税・町税の滞納のない者

(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額は、次の表のとおりとする。

費用の内容	補助率	限度額
耐震診断士が行う耐震診断に要する費用	2 / 3	20,000円
耐震診断機関が行う補強計画策定に要する費用	2 / 3	80,000円
耐震診断機関が行う耐震診断(補強計画策定込み)に要する費用	2 / 3	100,000円

ただし、千円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、その結果を補助金交付決定通知書(様式第2号)又は補助金交付申請却下通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(交付申請の変更等)

第8条 申請者は、第6条に規定する補助金交付申請書の内容を変更又は中止しようとするときは、補助金交付変更等申請書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請書の提出があったときは、当該申請の内容を審査し、その結果を補助金交付変更等承認・不承認通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(耐震診断等の着手)

第9条 補助金の交付決定の通知を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、当該通知書を受け取った日から60日以内に耐震診断等に着手するものとする。

(補助金の交付請求)

第10条 補助対象者は、耐震診断等が完了したときは、速やかに補助金交付請求書(様式第6号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 補助金交付決定通知書の写し

(2) 耐震診断士又は耐震診断機関が作成した、耐震診断結果報告書の写し

(3) 耐震診断等費用の領収書の写し

(補助金の交付の取消し)

第11条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反する事実があったとき。

(2) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付決定又は交付を受けたとき。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

制定文 抄

平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

改正文（平成 21 年 6 月 11 日 壬生町告示第 56 号） 抄

平成 21 年 6 月 11 日から適用する。

改正文（平成 22 年 9 月 28 日 壬生町告示第 79 号） 抄

平成 22 年 10 月 1 日から適用する。